

平成 29 年度 第 3 回みんなで支える森林づくり県民会議

日 時：平成 29 年 7 月 19 日（水）13：30～16:30

開催場所：スポーツ会館 2 階会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員、貴舟豊委員、桑井裕至委員、竹内久幸委員、
浜田久美子委員、堀越倫世委員、安原輝明委員

以上 8 名出席

【事務局】

山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、河合広 信州の木活用課長、
丸山勝規 県産材利用推進室長、長谷川健一 森林づくり推進課長

ほか林務部職員

<植木 達人 座長>

それでは第 3 回県民会議を開催したいと思います。前回 6 月 2 日ですか、第 2 回が行われまして、それから 1 月半というような非常にこの間隔の狭い中での会議ということで、皆様にお集まりいただきどうもありがとうございました。

前回の会議では、10 年間の反省、課題ということを出していただき、更に国の方向性という事が出てきました。それを踏まえながら今後 3 期目をどうするかというお考えを委員の皆様から伺ったところ、基本的には継続というところを希望するというような意見だと理解しております。

そうしますと、この時期次の 3 期目に向けて実は重要な課題というのはもっともっと議論しなければいけないのかなと思っております。従いまして、逆算いたしますと、この県民会議を何度か重ねながら内容についての議論を深めるのに、県民の皆様には益々ご理解を得ていただくというようなことがこの県民会議としては大変重要な場であると思っております。そういう意味で、急遽といいますか、お忙しい中ではございますが、この時期にもう一度、それからまた今月末にも、もう一度ですね立て続けに議論を深めていきたいと思っております。今日 4 つの議題がありまして、その内で特に大事なのが、今後の里山整備の方向性についてということで、森林税を活用する場合の論点のところをじっくりやりたいなと思っております。忌憚りの無い意見をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めていきたいと思っております。

一つ目です。長野県の森林・林業の現状と課題についてということで、事務局の方からご説明をどうぞ。

(1) 長野県の森林・林業の現状と課題について… 資料1

説明者：千代登 森林政策課企画幹

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありました。この資料1の位置付けですが今事務局からもありましたように、実は前回も類似のような資料を出していただいております。と言いますのは、長野県の森林・林業の現状とは一体どういうものなのかということをもまずご理解いただいた上で、森林税に対する議論を深めていく、その題材としていただきたいということで、もう一度発言いただいたところです。

ここにつきましては、それほど長い時間取るつもりはございません。もし、何かご不明な点、あるいは、疑問点がありましたらお受けいたしますが、出来るだけこの辺はさっといきたいと思っています。どうぞ、浜田委員。

<浜田久美子 委員>

森林管理の空洞化について1点お伺いしたいと思うんですけれども、10ページのデータなんですけど、平成12年のデータなんですけども、もう少し近々のデータというのは無いのですか、多分かなり進んでいるのではないかと思うんですけれども、出来れば近々のデータが欲しいなと思います。

<植木 座長>

データ古いということですね。もし新しいのがあれば。

<千代 企画幹>

平成12年ですので、ちょっと再度確認をさせてください。多分世界農林業センサスは10年。農林業センサスはその間に。

<小林聖一 課長補佐兼林業経営支援係長>

恐らくですね、12年以降、これ国の方でアンケート調査をやってるんですけれども、その後調査してなくて、データが合わないというのが実状ですね。

<植木 座長>

そうですか。そんな古いデータしか無いんですか。

<小林（聖） 課長補佐>

もう、調査を行っていないという状況です。

<植木 座長>

浜田さんよろしいですか。他にどうでしょうか。何かありますか。はい。麻生委員さん。

<麻生 知子 委員>

7ページの図表が、一貫作業システムの導入等による低コスト化ということについて、悩ましいところなのですが、こちらの出典が森林総合研究所ということであって、従来型と低コスト型の ha 当たりの数値が出ています。長野県が実際どうなのかということも知りたい。今この低コスト化のモデル事業をやろうという動きがあることは承知しているのですけれども、長野県のごく平均的な再生林に係るコスト、あるいはここで言うのは低コスト化ということで累積された費用が 89 万円となっておりますが、この内訳詳細についてもし分かるのでしたら教えていただきたいと思います。

<植木 座長>

事務局いかがですか。

<長谷川健一 森林づくり推進課長>

再生林の関係のお尋ねですけれども、今のところ一貫作業システムに関しては、長野県内の民有林ではほとんど導入事例がまだございません。その関係で、長野県のカラマツなりを実際にシステムなりでやった場合にどれくらいのコスト縮減が出来るのかというのが、いわゆる実績数値としては我々は持っていないというのが実情です。ですので、先ほど委員からもありましたとおり、今年度から実証事業という形で実際にデータをやっていこうとしております。実際従来式のものでこの絵はどちらかというトスギの事例で比較的まだコストが安い方なんですけども、県内の 140 万円よりはかかっていると、特にシカ柵などを設置する場合にはもっとかかるというような状況ですので、この辺りの削減というのをこれから実用化させていかなければいけないということで試験やっている状況です。ちょっと細かい数字手元に持ってまいりませんでしたので、もしよろしければ後ほどご連絡させていただきます。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。何かご意見やご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。それではとりあえずこういう現状を理解した上で、次の議題に進んでいきたいと思えます。

会議の第2番目でございます。森林づくり県民税のアンケート結果の速報値についてということでございます。資料の2-1と2-2でございます。前回会議では、アンケートをするということとその内容ということでお知らせしたところでございます。その結果が出たということで事務局の方からご説明をお願いします。

説明者：福田雄一 森林政策課長

＜植木 座長＞

ありがとうございます。ただいま県民アンケート調査結果についてのご報告がありました。森林税に対する県民の考え、それから今後の継続か否かの問題、またその徴収金額の問題ということがここに表れているのかと思います。ただ今の説明に関しまして、何かご意見ご質問等ございましたら何なりと発言いただければと思いますが、何かございませんか。どうぞ、堀越委員さん。

＜堀越倫世 委員＞

ご説明ありがとうございます。アンケートの対象者が県民に対しての3千人で、その内回収率が33.2%ということで、67%の皆様には回答いただけなかったという状況につきまして、ある見方では、やっぱり一方的な見方では無関心なのか、森林税が継続しない方がよいという考えなのか、色々な思いがあるかと思うんですけども、県の方といたしまして回収率が33%しか無かったということについての部分に、こういった見方をされているか教えてください。

＜植木 座長＞

はい。それでは事務局お願いいたします。

＜福田 課長＞

回収率についての評価というお尋ねかと思います。こうした県民に対するアンケートさせていただくケースというのは度々ございますけれども、率直に申し上げると必ずしも高い回答率が得られるとは限りません。33.2%という数字をお聞きして高い数字であるとは思いませんけれども、1か月足らずの間に3分の1の方からご回答いただいたとして、ある程度内容についての県民のご意見を伺う上では、一定の意義があったかなと思っています。

なお、この点につきましては、前回平成23年度の時点の回収率でございますけれども41.1%ございました。若干それよりも低いという点につきましては、期間的な問題もございますし、森林に対する関心がどうなのかということもございます。そうした点は今後更に分析を行わせていただきたいと思います。以上でございます。

＜堀越 委員＞

確かにこのアンケートについての回収率が低いということは分かっているんですけども、やはり県の方の姿勢としてこういった形でアンケートをやったから良いんだというよ

うなお考えは無いと私は信じていたいと思いますので、お願いいたします。

<植木 座長>

はい。回収率の問題中々難しいんですが、我々の世界でもよく5割いけば大体万歳で、3割いけば大体普通で、一般的に3割いけば良しとするというのが我々のアンケートやる世界です。決して高い訳では無いといえはその通りなんです。ところが残念ながらこの程度であるというのが一般的であるということも私自身は理解しています。今、堀越委員さんから言われたように、この数字をもって県が推進するかどうかという話では決して無いんだという前提でお考えいただきたいとそれは確かにそのとおりでございます。他にどうでしょうか何か、はいどうぞ、麻生委員さん。

<麻生 委員>

県民からの森林税に対する意見というのを吸い上げる場としては、もちろん直接的なアンケートがある一方で、もう一つ各地域振興局が行っている地域会議というものもあると思います。各地域で開かれている会議の中で森林税の継続についてどのような意見が出されているかお知らせください。

<植木 座長>

はい。地域会議での継続かどうかの議論はどうでしょうか。全部で10地域あります。答えられる範囲で出来るだけ詳しくお願いいたします。

<橋渡博之 森林政策課企画係担当係長>

地域会議につきましては、こういった県民会議の議論を踏まえまして、こちらの方で議論いただいた資料を地域会議の方にも提供させていただく中で、これから森林税に関して継続ですとか、そういったものを含めてご議論いただくというような状況でございますので、地域会議からそういったもののご意見というのは、そこまでのものは集約してはございませんけれども、これからそういった関係でご議論いただく場を設けていただきたいと思います。

<植木 座長>

例えば、これからそういった議論するという事なんですけども、例えば各地域会議の中の議論の中でどのようなニュアンスなのかというのは、あらかじめ決まっていない。

<橋渡 担当係長>

先日、木曽で地域会議ございましたけれども、その地域会議の中では継続の方向でご議論いただいたというようなことは聞いておりますけども、これから9つの地域会議ありま

すので、多くはこれからの開催予定というそんな状況でございます。

<植木 座長>

どうですか、麻生さん。

<麻生 委員>

時期的なことも踏まえて、もう既に今回が森林税の最終年度に入るとというのが事前に分かってることですので、この辺りについての議論というのは、一番地域に密着して直接県の方が市民の声を聴く場だと思っています。なるべく早急に動いていただいて実際の声を吸い上げて、それが最終的にこちらの方にまた報告していただければいいんじゃないかと。先ほどおっしゃったみたいに県民会議でこういう方向性でこういう話が出ましたというのを下していくというのはちょっと逆なような気がするので、そういうものを取り払って、さらの状態では地域の皆さんがどういう風を感じているかということ逆を調べていただくというのが、感覚としては良いんじゃないかなと私は思っています。

<植木 座長>

はい。どうぞ事務局。

<橋渡 担当係長>

すいません。ちょっと補足をさせていただきます。そういう色々なご意見地域会議の方からもございますので、7月8月位に地域会議を開催していただくようお願いしてございまして、その中でそういった議論をいただいて、意見をこちらの方にも紹介させていただくようにしていきたいと思っています。

<植木 座長>

地域会議は7月8月には開催してもらって、方向性をそれぞれ地域会議に出してもらおうとうことで良い。他に何か。はいどうぞ、堀越委員さん。先に、貴舟さんどうぞ。

<貴舟豊 委員>

先ほどの回収の状況についてですが、33.2%が多いか少ないかは別問題として、これは長野県の中でバラつきがあるかどうかと、平均して回収した時に33なのか、あるいは逆に66.8%は回収できなかったということで、どこの地域が平均なのかとか分かりますか。

<植木 座長>

アンケートの結果、地域性の問題でございますが、

<小林健吾 課長補佐兼企画係長>

調査の項目としますと地域もお聞きしておりますので、詳細をつかみ次第またお知らせさせていただくという事で、ちょっと今日のところはすいません準備が出来ていない状況でございます。

<植木 座長>

じゃあ次回の31日には、是非お願いいたします。堀越委員さんどうぞ。

<堀越 委員>

参考までに教えていただきたいんですが、前回のアンケート平成23年度の時の森林税の認知度はどの位であったのでしょうか。今回のアンケート結果につきましては、使い道まである程度知っているというのが26%、74%の人が税額は知ってるけれども使い道が良く分からないというのが74%なんですけれども、前回アンケートから前回では使い道が良く分からないはどの位あるのでしょうか。

<植木 座長>

事務局よろしくお願ひします。

<福田 課長>

前回平成23年度実施のアンケートの状況を調べますと、①の名称、税額を知っており、使い道も良く知っているというご回答が5%、それから②の名称、税額を知っており、使い道もある程度知っているというご回答が28%、若干①、②の部分は下がっている状況かと思ひます。ちなみに③の名称、税額は知っているが、使い道は良く分からないが17%、④の名称は知っているが、税額や使い道は良く分からないが26%という数字でございます。以上でございます。

<植木 座長>

よろしいですか。あまり変わっていないという事ですね。

<堀越 委員>

改善はされていない。

<植木 座長>

良くはなっていないということですね。変わらずということですね。他にどうでしょうか。何かアンケート結果につきましてご意見ご質問等ございませんか。どうぞ、桑井委員

さん。

＜桑井裕至 委員＞

今回のアンケートで回答していただいた方に、実際にどのように森林税が使われたのか、そういった市長があつたのでしょうか。また、回答で例えば問1と問5を比べて見た時に、使い道が問1では良く分からない方が7割いらっしゃいますが問5で森林税の継続について、継続すべきと回答された方が同じくらいいる訳ですね、使い道が良く分からない中で、継続に賛成しているという事ですが、この辺どう理解してよいかとあるかと思うんですけども、この辺をもう少し正確に伝えなければいけない、ふんせきしなくてはいけないのかなと思います。

＜植木 座長＞

はい。事務局どうぞ。

＜福田 課長＞

実は今回、示させていただきましたけれどもこういった形で長野県森林づくり県民税の取組というような、こういう資料を付けさせていただきました。この中には、これまでの取組、それから間伐についての知識ですとか、あるいは、どれ位の森林税の第1期第2期の成果と課題につきまして、4ページ程にまとめさせていただきました。また、森林を巡る情報といたしましては、国における森林環境税の検討がなされていることですとか、あるいは大北森林組合の補助金不適正受給事案についてもプリントいたしまして、そういうことも一応ご存知頂いた上でご回答いただくようにしております。更にこうした形で今後の里山整備の方向性ということで、具体的に地域の里山を膨らしたようなイメージ図を付けさせていただいております。出来るだけこのアンケートに答えていただく際にそういう今までの取組についても状況についてご存知いただくよう努めたところでございます。ただ、こういったものを見るまでは全く知らなかったというそういう記述でご回答いただいた方も居られますので、その点は大いに反省点かなと思っています。

＜植木 座長＞

基本的には、もう少し丁寧な分析をしたらどうだろうかということだと思っております。これは単純集計をただけでありますので、クロス集計をするなりして、もう少し関連性どういふ人達が関心が無くてとか、関心がある人のどこがどういう理解なのかというところをですね上手く分析してほしいということだと思っております。今度31日またありますので、これ速報値ですので、例えば基本的なデータとして男女別構成比であるとか、年齢別だとかというそれから先ほど言われたように地域性とかそういったことも丁寧に教えてもらった方が我々としては、客観性を持った意見、考え方が出来るのかなと思っておりますので是非よろ

しくお願いいたします。他に何か、ご意見ご質問等ございませんか。はい、どうぞ、安原委員さん。

<安原輝明 委員>

このアンケートを県民の方に公表するという事なんですか。

<植木 座長>

はい、事務局お願いします。

<福田 課長>

今、6月15日から7月11日までという期間でとりまとめをさせていただきましたので、アンケート結果についてこういう形で本日実はプレスリリースをさせていただいているところでございます。また、先ほどご質問にございましたように、分析もやはり今後少ししていく必要があると思いますので、そうしたものも改めてご報告させていただきたいと思っています。

<安原 委員>

自由記載欄の意見に関してはこれが全て。

<福田 課長>

これ実は業者に委託しておりまして、全体のまだ完成品としてもらっている状況ではありません。それが出たところで記載がされた主なものということで少しピックアップをさせていただいたものを今日の資料として付けさせていただいております。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

また31日にアンケートの最終集計をまた資料としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の今後の里山整備の方向についてという議論でございます。森林税を活用する場合の論点、1から5まで渡ってあります。結構時間もかかるかなと思いますけども、時間が来たら途中休憩挟みたいと思います。それでは事務局ご説明の程をよろしくお願ひします。

説明者：千代 森林政策課企画幹

<植木 座長>

森林の区分の仕方とそれから実施区域について、森林税事業をどういう実施区域でやるかという話でございます。これもこれまでの議論の中で出てきたところでございますので、ある程度のご理解はあるのかなと思っておりますが、論点として投げかけてあるのは、より条件の困難な場所が未整備で残っているんだということでございます。これまでやり易いところはどんどん進めてきましたが、中々集約化しにくいところ、あるいは小規模な沢山あるような地域もございまして、それは中々出来なかった。従いまして、そうした里山地域を中心に引き続き間伐を森林税で使ってやっていきたいというそれが一つ目の論点でございます。いかがでしょうか。これを聞きましてこういう方向性で問題は無いのか、あるいは枠組みの考え方はこれで良いんだろうかということでございますが、ご意見ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。はい。麻生委員さんどうぞ。

<麻生 委員>

この論点1だけで、実はちょっと単独で議論するのは難しいというのはあるのですが、その後の方向性の整理の仕方ということも関わってくると思いますが、どうしても残ってしまっているけれどもやらなければいけない、あるいはやるべきである、やる必要がある、あるいはやって欲しいと思っている、色々あると思います。ただ一つやっておくべきだというのは集約化ということだと思っております。零細な各区画飛び散っている場合もありますし、いくつか並んでいる場合もあります。大きく団地化が出来ていわゆる生産林として施業計画が立てられるものは置いておいてというのがこの間のお話でしたので、こういった個々の小さな山主さんの森林については、やはりそれが例え1ha以下、あるいは0.7とか0.4とかそういった小さなものも対象にして、後で出てくるとは思いますけれども、担い手として大きな林業事業体だけではなく、地域のNPOあるいは自主的な山づくりをする人達も巻き込んでゲリラ的に整備をするということによって、対象にしていくことが考えられるのではないかなと私は思っています。もしこのまま森林税が継続するというのであれば、検査は案件が多くなって非常に大変にはなるのですけれども、そうすることによってこの隙間を埋めていくというのが、今施業が困難になっているところについてのこれからになるのではないかと考えています。

<植木 座長>

基本的には、中々集約化が難しいところを積極的にやりましょうということですね。その

場合にどういった方が担い手も含めて考えていくとそういうことですね。他にどうでしょうか。何かございませんか。はい、竹内委員さん。

<竹内久幸 委員>

今までの過去の資料を見ていくとそうなんですけど、里山として管理していく森林が6万8千haということで対象区域としての話だと思んですけども、例えば第2期末時点で未整備の里山が3万5千ha、この後出てくるところの5ページに出てきますその整備に関して里山周辺、後第2期末時点で未整備という部分を潰して、緊急を要するものを未然にやっていきますよとなっていく訳なんですけども、区域というこの計画だけでいくと今までもやってきているので、しかも2期も私が分かりにくいと表現が分かりにくいと思うのですがいかがでしょうか。

<植木 座長>

事務局、ただ今のご質問に対してお答えいただけますか。

<長谷川 課長>

お答えが十分になるか自信が無いんですけども、まず、2ページの大きな4つの区分に関しては、長野県の民有林につきまして様々な指定地域の状況でありますとか、地形条件、それから森林防災等のある程度データベースの方から評価をいたしまして、課題を解決する里山、森林が6万8千ha程度であり、ということで大きく区分けをしたものでございます。そういった中で、その部分の整理というものの中に1期2期という中で進めてまいりまして、およそ3万2千ha程度は、本年度も含めて終わる見込みという状況でございます。そういった中で、残る3万6千ha程度のところと我々も考えている訳ですけども、その3万6千ha程度を今後整備を進めていくに当たって、状況がどうなっているかというようなことについて、少し資料としては先になりますけども航空レーザーの測量データ等を基に分析をさせていただいたものが、5ページの表のちょっと説明をさせていただきましたけどもこの中身というような形になっておりまして、ここが5ページにありますとおり、課題を抱えている里山の6万8千haのうち、未整備になるであろう3万5千haそこをさらに細かく中身をみていった場合の状況を示させていただいているということです、ちょっと答えになっているかどうか。

<植木 座長>

私の進め方ちょっと問題かもしれません。いずれにしろ論点1が2とかなり密接に関わってくるということですので、1と2を合わせてご説明していただいた後に質問を受けた方がもしかしたら分かり易いかもしれませんね。よろしいですか。そういうことで進め方を変更させていただきたいと思えます。事務局申し訳ございません。先ほど論点1を説明

していただきましたので論点2-1、2-2、2-3があるかと思えますけれども、その辺まで事務局の方でお願いいたします。

説明者：千代 森林政策課企画幹

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。里山整備について1から2、2-1から4ということで説明をいただきました。これらを通じてご意見ご質問等を伺いたいんですが、ちょっと休憩をとりましょうか。3時からということで10分位休憩をとって、3時から開催したいと思います。少々お休みください。じゃあ休憩にします。

<竹内 委員>

面積で68,000haが税の対象として35,000ha。

それと先程、御説明いただいた中の5ページについて、前に説明いただいた第1期末時点で、未整備で里山整備が必要な面積の試算がありますが、この分類で①、②の数字が違ってきています。

これは、前に説明いただいたときには災害の危険性とか保全対象200m以内、航空レーザ測量の解析が終了したところが約4割と推定での集計したものであり、全県分の試算予定という数値の中で、変更してきているのですが、数字が変わっていることを説明してもらえないと、また、税制研究会でいろいろと言われるおそれがあるので、その辺はしっかりしてもらいたいと思います。

<植木 座長>

はい、一つ目につきましては、見せ方をうまくやってくださいということでございますので、それはそれで良いとして、二つ目は数字が違うのではないかということ、今回は途中経過での数字だったのかなと思いますけれど、事務局どうぞ。

<千代 企画幹>

5ページの数字の関係でございます。前回、6月2日に県民会議を行いまして、この時とその前の4月18日の時と2回数字を出しております。おっしゃるように4月18日の時に説明させていただいたものは、途中のものということで説明をしております、すでに解析が終了した県内約4割の結果から全県分の割合をかけて推計したもので説明させていただいたものが4月18日のものでございます。

最終的に全県の解析が終わったもので出したものが6月2日の前回、説明させていただいております、これに関しては①の部分が5,000ha、②の部分が合計で13,000ha、③の部分が合計で17,000haという数字を出させていただいております、そのうち、左下の減災重視の部分はさらに混み具合といったフィルターをかけまして、5,000、4,000、4,000とし合計で13,000と、これに関しては、前回ここまで数字を示させていただいております。

今回、少し違ってきておりますのは、③に 17,000 h a ということで、ここは経過観察的な表現で前回は記載しておりましたが、いずれにしましても混んでいるところは混んでいるし、やるべきところはやらなければならないという当たり前の考え方で、間伐が必要な面積を記載させていただいたということと、それぞれ距離、保全対象からの距離をランクごとに細かくマトリクスに分けさせていただいたというのが、前回から変わっている点でございます。合計の数字は前回と同様でございます。

<植木 座長>

はい、よろしいですか。

前回、資料 2 の 39 ページが今回と同じ数字になっています。6 月 2 日と数字は変わっていないと、これで数字としては O. K ということで良いですね。もう、変更はあり得ないということで、更に前回と変わったのはランク C・D とあったものが、今回はランク C として、やはり、やらなくてはならないところは、やる必要があるということです。竹内委員どうですか。

<竹内 委員>

更新するにあたっての出発点なので、一番根拠となる、骨格をなすものですから、しっかりと説明をした上で進めていただきたい。

<植木 座長>

はい、では事務局よろしく申し上げます。他にどうでしょうか。はい、浜田委員。

<浜田 委員>

5 ページの数字、図がわかりづらいので、後々はわかりやすいように記載していただきたいと思いますが、ここで、②の減災重視というものと③の多面的利用重視というものは、担い手としては誰が想定されているのか、もしかしたら、これから説明があるのかもしれませんが、①が緊急的な要整備森林ということなので、治山事業でこれは森林税から外れてくると思いますが、減災のほうも森林税ではどうするのかということなのか、多面的機能重視のほうもどうするのかということが今の説明ではわかりません。

ここで、改めて県民協働ということが何度も出てきている理由もわかりません。そもそも、森林税をいただいて行っている時点で県民協働ではないかと思うのですが、あえて、ここで県民協働と言っている県民協働は何を指しているのかという説明をお願いします。

<植木 座長>

はい、事務局よろしいですか。

<長谷川 課長>

はい、②と③の違いの部分のお尋ねと県民協働、担い手の話ですが、論点の 2 の 1、資料の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

一つは大きく二つの方向が必要ではないかという考えを持っております。一点はこれまでも間伐の遅れといった問題から災害を発生させてはいけないという観点から間伐をやりやすいところからといった面はあったものの進めてきたという観点がございます。

そういった観点の延長線上も、まだまだ、やらなければいけないところがあるというのが実態でございます。

そうした中で、論点の一つ目にありますとおり、これはどちらかと言いますと今までの延長線上という形で、必要な間伐を特に防災上も求められるような場所を緊急的に行っていかなければいけないのではないかと考えております。その点については、資料の8ページを御覧ください。

緊急的な間伐については、これまで、ある程度まとめた団地を効率的にという発想を持って行ってきたわけですが、これまで御説明させていただいたとおり、なかなか厳しい現実にあっている状況でございます。そうした中で、これまで森林組合等が中心であった事業から、もう少し、分散的な森林整備を進めていくためにも要件緩和をして、今は1ha、集約化で10haといったある程度まとまった団地化を求めています。これをかなり大幅に緩和して、麻生委員がおっしゃるとおり、多少、小さな場所であっても丁寧に拾っていくと、需要に合わせた形で行っていくというような形をとる。もう一点はそういった形をとろうとしますと国庫補助が使いづらい部分がありますので、そこは、税の単独事業というものを大幅にお願いせざるを得ないのではないかと考えております。

そういった意味では、ここは引き続き、森林組合、林業事業者の方々にも担い手になっていただく部分ではないかと考えております。

資料の3ページにお戻りください。

もう一点の方向が管理の空洞化や多様な機能の発揮という観点でございます。これまでは、どちらかと言いますと災害防止等を重視して、とにかく間伐を行うのだという方向性を第一にしてまいりました。そういった中でも、これまで県民のアンケートですとか様々な御意見を伺う中で、身近な森林がもつ多様な機能というものを十分に発揮させていかないと、放置される場所が増える一方になってしまうという問題にも対処していかなければいけないというものをもう一つの方向性として持っております。

そういった中で、ここでの県民協働と言いますのは、どちらかと言いますと、税負担をお願いする一般県民の方々というよりも、地域の森林所有者であり、地域の住民の方々と我々が一緒に手を取ってというイメージで地域の方々とも協働というイメージで、今後、この言葉を使わせていただきます。

そういった中で、里山を今までの間伐をする、施業を進めるという形ではなく、利用をしていただくことで管理を促していけないか、ここに繋げていけないかということも行っていかなければいけないと考えているところでございます。

資料5ページの面積の考え方を見enいただきますと、特に災害の危険性が比較的高くて、民家に近いような場所については、多少傾斜がきつかったりする面がありますので、利用という面では条件が悪いところがございます。そういった中では、これまでの間伐重視の整備を急ぎ、進めていくというのを一つ考えております。

それが全体としては13,000ha、②の緑色の部分でございます。その内訳をみてみま

すと、整備が必要な緊急的な混んでいる森林が 9,000 h a 程あるということでございますので、この 9,000 h a を母数にしまして、ただし、実行可能性というものがもう少しありますので、所有者がわからない、境界を確定するのが著しく難しいという場所が残りますので、それをどうするのかということを考えなければならないと思います。

一方で残る、ここでいうオレンジ色の部分につきましては、比較的民家からの近さは様々でありまして、山腹の崩壊の危険度としても比較的低いという状況で、どちらかという斜面としては比較的緩やかな場所が多いということになりますが、ここも混んだ場所がある、こういった場所は逆に利用にとっては条件が良い場所ですので、ここを世代交代が進まないうちにある程度地域に委ねていきたい。そういった中で、17,000 h a 程、あるわけですが、残りの 15,000 h a 程森林の状態としては、間伐を求められる場所があるというような状況でございます。

そういった場所については、資料の 9 ページを御覧いただきまして、これまでの利用の取組は進めてきたわけですが、そういった取り組みをもう少し、発展的に進めまして、条例の仕組みであります、里山整備利用地域の活用等を行う、それから、地域協議会というようなものを作らせていただいたり、また、フォレストコンダクター等、これまで育成してきた人材にも御活躍いただいたりする中で、間伐材の利用等、より一層進めていく中で整備に繋げていきたい、管理に繋げていきたいと。もう一点は、必ずしも木材の利用に繋がらなくても観光ですとか教育といった側面から利用管理に繋げていけるのであれば、間伐だけではなくて、様々な整備のやり方がございますので、そういった方法はとっていきたくたい。少し二方向から整備を進めていく、管理を促していくという仕組みが取れないかということで、今回の論点を整理させていただいたという状況でございます。

<植木 座長>

はい、浜田委員どうですか。

<浜田 委員>

つまり、②の緑色の部分は、プロの方々に行ってもらう部分の縛りを緩くする方向で、オレンジの部分は地域の NPO とか任意団体とかプロではない方達に行ってもらうよう仕分けをしようではないかということでしょうか。

<長谷川 課長>

そうですね。現場で進めていくには、そこが多少重なってくる部分があろうかと思いますが、基本的な大きな整理としては、おっしゃるとおりの方向ではないかと思います。

<浜田 委員>

その仕分けの仕方としては、私としてはよく理解できました。逆に言えばそのことを明確に書いていただければもっとわかりやすいのではないかと、誰がどうするのかということがわからないという発想でした。

資料の 5 ページの中にも 1 期目の中で整備が終わった森林が 30,000 h a 程あると思いま

すが、以前から申し上げていると思いますが、里山って1回整備すればそれで良いということにはならないところが難しい点だと思います。経済林として行っていくというところは、事業者が営利目的で行えばよいと思いますが、そうではなくなっていく地域の産業をどうするのかということでは、1回間伐をしたら、そこは終了とはならないということが、この仕分けで明確になっているのかよくわからないので、1期目、2期目の10年間で30,000ha程終わっています。残り、35,000ha こういう仕分けにしますというのが、新しい35,000haが今の話で、分かる気がします、ここは終わりましたという部分についても、実は数年後にはまた、間伐をしなければいけない、手を入れなければならないという場所が出てくると思います。

この仕分けは実はもう1回、大変かと思いますが、森林税で扱うべき民有林の部分に関しては、精査しなければいけないのではないかと思います。

<植木 座長>

はい。多分そういうことだと思います。ただし、ここでは単純に残りは35,000haと、そういう方向でいけるということで、確かに2回目の間伐はどうするのかということはあるかと思いますが、それが一応、先程の説明の中で、混みあってはおらず現状整備は不要というのが、一応、この10年間位で整備してきたところということでよろしいですね。ですから、今はまだ不要ということですよ。そうではないのですか。

<千代 企画幹>

整備した部分は省いてあります。

<植木 座長>

わかりました。

ですから、次回、2回目の整備が必要な部分をどのように取り込んでいくかということは課題かと思います。とりあえずは、手をつけていない35,000haについての考え方だということです。

今の話でもう少し分かりやすいものと資料3ページに論点が二つありますが、上の項目がいうなればランクBであって、下の管理の空洞化を抑制するためというのが、ランクCという見方でよろしいですね。

<千代 企画幹>

上の項目が②、下の項目が③という形です。

<浜田 委員>

もう一つよろしいでしょうか。

<植木 座長>

はい、どうぞ。

<浜田 委員>

資料9 ページの論点の最後の「里山の森林を観光や教育の場として活用する視点での間伐のみでなく、多様な整備を認めるべき」というこの論点整理は、例えば、どういうことですか。

<植木 座長>

はい、事務局どうぞ。

<長谷川 課長>

通常、県の施策で行う場合の間伐というのはある程度条件がございまして、30%程度の上木をメインに伐るといような規定がございまして。貴舟委員からもいろいろこの間、御指摘いただいたように観光目的、例えば、沿線の所を少しきれいにするとか、森林を森林のまま利用して、保育、子ども達の活動の場として開放して使用していく場合というのは、いわゆる、間伐という作業ではどちらかというところ適合性が悪く、林業の言葉で言いますと除伐ですとか、もう少し明るくするのであれば更新伐であるとか、こういった形のもので適応の対象になってくるのではないかと考えております。

そういった意味で、少し下層をきれいにして見通しを良くしたり、活動をしやすくしたりといようなものですか、多少、公道ですとか路網が必要な場合の支援を行うといような整備の幅を、単純に30%の間伐をする、光を入れて山を強くするという目的だけではない部分に広げていく必要があると、そうしていかないと多様なニーズに合わせた管理利用を促していくということに繋がらないのではないかとこの形で論点として考えているところでは。

<植木 座長>

はい、よろしいですか。

<浜田 委員>

はい、たいへん非常に限定的な言葉の使い方かと思ったのですが、整備というのは30%の間伐だけを言わないということがわかりました。ありがとうございました。

<植木 座長>

はい、いかがでしょうか。麻生委員。

<麻生 委員>

一つ確認をさせていただきたいのですが、5 ページのランク a、b、c がありますけれど、保全対象から 50m 以内、50m から 200m 以内等、いろいろあるのですが、この災害危険度というのが一つの森林を区分けする指標になってきていると思います。これと、いわゆる、保安林との関係はどうなのか、保安林も例えば 200m 超えといようなところに含

まれてくるのか、あるいは、保安林は別の制度なので、保安林は除かれているのか、このあたりを伺いたいです。

<植木 座長>

はい、事務局お願いします。

<長谷川 課長>

災害の発生の危険度と保安林の関係でございます。災害の危険度の a、b、c という呼び方につきましては、林野庁で定めています山地災害の危険度判定の指標、基準を使用し判定をさせていただいております。この山地災害の危険度が高い地域については、基本的な考え方としては保安林に指定をして治山事業等を入れていくというために行っているものでございます。

ただし、a になったからといって、必ず保安林にするかというのは全体の状況を見ながらになりますので、必ず指定をするというわけではありませんが、基本的には危険性の高い地域から保安林指定を進めて、必要な公共事業を入れていくという考え方です。

5 ページの表で言いますと、既に里山として考えている 68,000 h a については、保安林として指定されているところは治山事業等できちんと管理を行っていくという考え方ですので、母数から除いてございます。

そういった中で、さらに現状としては、今、分析をした結果 5 ページのとおりですが、ランクが a で、50m 以内で①というような非常に切迫しているところについては、最終的には現地調査を行いながら、考えていかなければいけない問題ですが、保安林等に指定をして公的に防災等の事業を入れていくというのが、我々としての考え方です。

<植木 座長>

はい、よろしいですか。

<麻生 委員>

そうしますとランク a の①の 5,000 h a、これは治山事業で行うと思えますけれど、b の中からも保安林に指定をされて、いわゆる、森林税の対象からは抜けていくということもいずれは出てくるという感じですか。

<長谷川 課長>

全体的な計画を立てる中で可能性が全くないかといわれれば、それは多少あるということになるかと思いますが、保安林の指定も優先順位をつけながら行っていかなければいけない問題がありますので、里山の部分だけに限らない全体の中で災害の発生が現に高くなっているような場所、単純に斜度ですとか森林の状態ということだけではなく、亀裂が見つかっているですとか、今回も雨が降っていくつか災害が発生しておりますけれど、現に災害が発生したですとか、そういったこともベースになってまいりますので、マップ上の情報だけで行っていく部分と実際に進めていく中でという部分もありますけれど、基本

的には優先順位を付けながら行っていくということになりますので、できるだけ a ですか、危ないところから整備を進めたいと考えおります。

<植木 座長>

はい、細かい部分はまだまだ詰めなければならない、これから行っていかなければならない部分もあろうかと思えますけれど、基本的には、この方法は問題ないのかと私は思っております。

他にいかがですか。

<堀越 委員>

大変申し訳ございません。確認をさせていただきたいのですが、5 ページの②においても 9,000 h a と③の 15,000 h a を森林税で整備していきたいという考え方でよろしいのでしょうかというのが 1 点目です。

<植木 座長>

はい、事務局よろしいですか。

<長谷川 課長>

基本的にはおっしゃるとおりです。9,000 h a と 15,000 h a の全てを税で実行できるのかという問題はもう少し考えなくてはいけません、対象の母数としては、ここで考えているとおりです。

<堀越 委員>

ありがとうございます。もう 1 点ですが 8 ページのこれまでの取組のところの二つ目の記載で、地域で進める里山集約化事業で 1 事業地当たりの集約化面積 10 h a、これについては、論点のところ、事業要件の緩和をしてはどうかと書かれているわけですね。このところと 9 ページでいう里山整備利用地域では 30 h a 以上の一団の森林となっているのですが、この関係性がよくわからないので、その点を教えていただきたいのですが。

ここで 9 ページに赤文字で入っているように面積要件の見直しを検討、これは必要かと思っておりますが、8 ページの 10 h a 以上と 30 h a 以上という関係性をお願いします。

<植木 座長>

はい、事務局お願いします。

<千代 企画幹>

はい、まず、8 ページの集約化事業に集約化面積の 1 事業地当たり 10 h a、これは、森林所有者の方の同意をいただいて、その後、間伐の事業に繋げていくという部分で、間伐をするという場所の集約化のための事業ということなんです。

ふるさと森林づくり条例の里山整備利用地域については、認定した面積をすべて集約化

したり、間伐したりという義務は特にございませぬ。そこの一段の里山の森林を使って、例えば、そこで学校林活動します、あるいは観察会をします、あるいはある種の蝶々の保全のための活動を地域の皆さんで行いますというような活動でも良いわけでありまして、できれば、そこの森林の所有者とは活動をする皆さんとで活動をするための協定を結んでくださいということは義務ではなく、好ましいという位置づけで条例の中では規定をしておりますけれど、里山整備利用地域は地域の皆さんが山をフィールドとして多面的に使いましよう、整備が必要であれば間伐の事業も入れて森林整備を進めましようという位置づけのもので、緩やかな制度になっております。

一方で、里山集約化事業は、間伐をするために森林所有者の皆さんから同意をもらって、地域をまとめて実行に移していく、その後に関伐という作業があるということでお考えいただければと思います。

<堀越 委員>

そうしますと、間伐という言葉をも前提とした10ha、多面的な利用をするという場合には、30haで、その多面的利用の中において、間伐が必要になってくる場合もあるという説明で、その場合は30ha取りまとめるというのは、以前県民会議でいただいた意見の中で、30haがネックとなってなかなか間伐が進まないというようなご意見をいただいたのを、非常に私の中に印象に残っているんですけども、県民の方がおっしゃっていたかと思うんですけど、その点については、どうなっているのでしょうか。そこが理解できないんですけども。

<長谷川 課長>

うまく説明ができていなかったかもしれません。まず、8ページの方なんですけれども、数字については、どちらも、現状の数字でございませぬ。現状としては、少なくとも10haの集約化と、間伐面積としては1haとなっていることを要件として、間伐を進めてまいりました。ただ、この要件がなかなか厳しいという声が大きくなるなかで、少なくとも災害防止という観点から手を入れていくということに関しては、こういう面積を思い切って緩和していきたくて考えております。とは言え、行政でやる以上一定の基準が必要ですので、現場の声、事情を聞かせていただく中で、どれくらいの基準がいいのか、最終的には定めていきたくて考えております。ただ、相当思い切った緩和をやらなければ、これ以上進まないと考えておりますので、そこは思い切った緩和をしていかなければいけないということがまず1点。最低限、間伐を進めていくという観点から面積要件をまず緩和していくということでございませぬ。

もう1点が、管理の空洞化ですとか、多様な里山の利用を進めていくために、里山整備利用地域というような形で、大小様々な方々にも関与していただきながら、里山を利用していただくという、もう1つの流れが9ページでございませぬ。そちらの方につきましては、現状あまりこうした取り組みを森林税の中で行っておりませぬので、もしやることになる

とすれば、全く新しいというふうになると思います。そういった中で、今現状で動いている仕組みとしては、森林づくり条例の中に、里山整備利用地域というのがありまして、今説明させていただいたような取り組みが行われているという状況でございます。そうした中で、現状では30haの一団の森林を少なくとも計画するということが、認定の要件となっているんですが、これもおそらくちょっと厳しいだろうと取り組みを前に進めるにあたっては、厳しいだろうというふうに考えておりますので、ある程度利用するという観点からは、一定の周りが必要だと思っておりますけれども、

ここについても、実情に合わせた思い切った緩和をした上で、事業が利用しやすい、地域で取り組みやすい形にもっていけないか、というふうに考えているところでございます。ですので、どちらも要件につきましても、この先の取り組みを考えていけば、大きく踏み切った要件緩和を私共としては、検討していかなければいけないという問題意識を持っているところでございます。

それで、同じ30haの中で、30haの団地化が難しいというふうな声が常々出ていたのは、この条例の利用地域のことではなくて、国の方の森林法に基づく森林経営計画というのを立てなければいけません、これもある程度まとまった場所を団地化をして、効率的な整備をするという仕組みなんです、どちらかと言えば、要件が30ha以上ということもありまして、同じ数字でややこしいんですけども、それがなかなか厳しいという声がよく聞かれるんですが、これが委員が聞かれた関係じゃないかなと思います。

<堀越 委員>

国庫補助事業ですか。

<長谷川 課長>

そうです。国庫補助事業です。

<堀越 委員>

わかりました。

<貴舟 委員>

国庫補助事業については、林齢が60年以上は対象外とお聞きしたんですが、60年以上の森林については、国の方が補助対象外である一方で、県もそれに準じておるという理解でよろしいんですか。

<長谷川 課長>

林齢については、いくつあつて、60年だったかは確認させてください。いずれにして

も、林齢についての要件というのはございます。我々、国庫補助事業で、国の方で定めた要件というのは超えられないというのが、県が勝手に決められないので、林齢についての要件については、国で示されたものと合わせています。

<貴舟 委員>

やはり、これから間伐ということになると、戦後植えられたものが伐期になると、そういうふうになると、林齢で制限されてしまうと、事業も進まない。やはり、林齢関係なく補助が導入できるようにしないと、今後森林整備が進んでいかなくなるのではないかと、もし林齢の制限があるとすればですが、そのことについては、まだはっきり60年と分かっている訳ではないのですが、林齢については外すべきじゃないかな、こんなふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

<植木 座長>

どうですか。県民税単独事業であれば、可能なんじゃないですか。

<長谷川 課長>

そうですね。林齢については、検討しなければならない論点もあろうかと思えます。国と県の関係で言えば、県の単独事業であれば、そこに県の考え方として、必要であれば、林齢の要件もなくすという方法もあると思えます。一方で、間伐という施業に関して、林齢がいきすぎた場合に間伐をするということがどういうことなのかと、むしろ主伐をして、更新をかけた方が林業的な観点からは望ましいではないかといった、いくつかの論点がありますので、単純に林齢の要件を撤廃するということがよいのかについては、今すぐにご返答しかねます。

<安原 委員>

まず、里山の景観整備、昔から管理がなかったということで、取り組む必要があるという認識、これは非常によいことだと思っております。山での作業というのは、見えていないところで一生懸命やるわけですから、県民の皆様からもただ税金を払っているという意識も当然出てくると思えます。この中で、前回貴舟委員がおっしゃったご意見で、竹林や、河川といった身近なもの、こういったものの景観保全に使えるようにすることは、私も森林公園などに行くんですが、大概見晴らしのいいところには東屋があるが、木が大きくなっていて、景観が悪いことが多い。人がこなくなると松林しかなくなっちゃう。だからクマが出んんじゃないかなと考えます。こういうふうに林務以外になるんでしょうけれども、柔軟な使い方、これがやはり県民にアピールする大事なことだと思っております。それと、最初の「長野県林業の現状と課題」の中で、齢級構成の平準化を図るこれは私も

喫緊の課題だと思っています。ここで計画的な主伐再造林が必要という記載があるんですが、今この中の検討している論点の中で、主伐と再造林、これ前回麻生委員から出ていますが、この辺はどう取り上げられてるのかなということをお聞きしたい。

<千代 企画幹>

主伐再造林という林業の中の1つのサイクルですけれども、これに関して、資料3で言いますと、2ページのところで、林業振興に取り組む森林、一番右側の、こちらの方で、要するに切って使って、そしてまた植えるという一つの林業のサイクルを取り戻すという部分では、こちらの人工林の中での取組が主になってくるのかなと思っています。ただし、切って植えてといった活動は当然公的に管理する森林でも、必要などころはありますし、それぞれのところで、そういったサイクルを作っていく必要はあると思うんですが、今1つには主伐再造林、右側にありますが、まず推進すべきは「林業振興位取り組む森林」というふうに考えております。

<安原 委員>

今、喫緊という言葉が出たんですが、将来長野県の森林をどうするかということ。これが大事なことです。私はこの林齢構成の平準化ということが喫緊の問題だと思っています。なんで平準化が進まないのか、という部分をきちんと整理をしていく中で、そこに森林税を使うことが、間伐と主伐再造林を進める上で、将来の長野県の森林をいい形にすることにつながると思っていますので、この辺を検討して欲しいし、検討していきたいと思っています。

<植木 座長>

平準化というのは、なかなか難しい問題だと思います。それをどうするか。しかも、長期の時間を要するものであって、ある程度の主伐もできないということなど、様々な要件を勘案しながら、計画を立てなければいけない。そこは県がやらなければいけないことだと思いますが、そういった議論をしながら、平準化をどうするんだという点について、つめていなければいけないと思うし、それは県だけではなくて、様々な分野の方のお知恵を借りながら、やっていくべきだろうし、ただ単なる平準化ということではなくて主伐、造林という形での平準化なのかどうかという幅広い視点で見ていく必要があるのかなと思います。

<麻生 委員>

私も常々、林齢構成が次第に高齢の方に移っているということは、生産林として林業振興の森林だけでなく、里山においても、当然林齢の高齢化が進んでいくわけで、それに対

して何らかの対策をしていく、里山で小さな区分であっても、個人の所有者の方が、大切に育てた木を自分の家のために等、主伐、皆伐する場面も当然出てくると思うので、皆伐再造林に係るコストというのは、今後どのように、計算できるかということをお聞きしたい。結局、そのあたりがきちんと計算されていないと、森林所有者としてはどうしても消極的になるというか、主伐に対して二の足を踏むということになりかねない。あるいは、切ることは切ったが、再造林は行わず、放置していくということは、どちらかと言うと、林業的に生産林ではちゃんと山づくりをするけれども、里山に近い個人私有林では、再造林に消極的になる傾向になるのではないかという危惧を抱いています。そういう意味で、現状では国庫補助で様々な支援がされていますけれども、それでも、まだまだ零細な地域に対して、主伐の後どのようにしていくかということは、費用的にも不安がある。県の林政全体として、間伐から主伐再造林へという大きな流れがあるのですから、この流れを大事にしてどのようにして里山の針葉樹だけでなく広葉樹も切って利用していくというのが一番大事なことなので、そのためにどれだけの手当てが森林税を活用してできるかということについて、ぜひ考えていただきたいと思います。

＜植木 座長＞

なかなか議論が尽きないですが、時間もありませんので、論点1と2については、これで打ち切らせていただきます。いずれにしても31日にも議論できますので、続いて、論点3森林づくり推進支援金について、議論を移していきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

説明者：千代 森林政策課企画幹

＜竹内 委員＞

当初、松くい虫と緩衝帯整備に関しては、かなり要望が高いので、別枠で支援金から分けてやったらどうか。なぜかと言うと、松くい虫対策が、国庫補助の対象とならない。使い勝手が良い。ただ問題は、松くい虫に対する関心が高くて、皆さんですねアンケート、これは県民の関心ということからすれば、しっかり森林づくり県民税の部分がやっぱり一般財源をしっかりと位置付けていくという部分を言ってますのでね。これとの絡みで言えばそういう位置づけを、その点についてお聞きしたい。

＜長谷川 課長＞

税の活用事業に限らず、全体の松くい虫の関係というお尋ねかと思います。かつて、県では10億円近くの予算を組んで、全量駆除を目指して、頑張っていた時期があったんですが、なかなかそれが、財政的な面、様々な点からそこまでできず、国の大きな方向転換も

ありまして、ある程度限定的なところを注意して守っていくというような状況の中で、予算については、一般財源、国庫補助も含めて2億円から3億円くらいの予算を毎年組ませていただいている状況です。ご承知のとおり、かなり厳しい被害状況でございまして、県としても対応をやっていかなければいけない状況でございます。予算のことについては、今この場で私の口から申し上げられることは少ないんですけども、状況を踏まえて、対応すべきところは対応していく必要があると思います。なかなか国においても、財政が厳しい状況が続いておりますけれども、喫緊の課題ではありますので、そういった問題にどうやって対応していくのかということとはしっかり検討していかなければいけないと思います。

<堀越 委員>

貴舟委員にお聞きしたいんですけども、現在の予算配分の方法で、各市町村の方に配分されて、十分な事業ができているのか、あるいはこういった配分方法で、希望する事業ができるのかどうかお聞きしたいのですが。

<貴舟 委員>

やはり森林税については、多くの市町村が期待していると思いますが、制約が多いということが使い勝手という言葉に表されているとおりでと思うんですが、非常にもし、そういう制約がある程度自由裁量がきくということなら、当然出てくることだと思うし、今までの制度の中で、77市町村あるわけですが、全くこれを活用していない市町村があるのかどうかということも、私は承知しておりませんので、市町村によって、地域によって、事情も異なるのかなという思いを持っております。それから、利用する組織がないという自治体もあると聞いております。そういうことで温度差が地域によってかなりあるのではないかなと、もし利用制限を撤廃していただければ、使いたい市町村はたくさんあると思います。

<堀越 委員>

森林づくり推進支援金なんですけれども、今貴舟委員からも出ましたように、やはり県の森林税というのは、ある程度の自由度というところでの特徴があって、そういったものが、各市町村の地元の人たちが動くことによって、その地域の人たちの目に見える部分も大きいと思うんですね。そういう中におきまして、今貴舟委員の方から、制約があって使い勝手が悪い、というようなことがありました。そういった点については、森林づくり推進支援金において見直ししていく必要がある部分かなと思っております。再三になりますが、国の方で検討している森林環境税をどういう方向になるのかといった、すみわけをきちんとした上で、この森林づくり推進支援金の今後について検討していく必要があ

るかと思います。

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。意見ということですので、またこれを何かの形で反映できればなと思いますけど、検討する時間はあると思いますね。他にどうでしょうか。何かご意見ご質問ありますか。特に無いようですが、私の方からじゃあ1点だけなんですけど、基本配分枠と重点配分枠という2つがあって、基本配分枠というものがまさに均等的に住民納税者割ですとかそれから民有林の面積等々によってある程度こうこう自由に使ってくださいという税ですかね。重点配分は良く分かります。はいこれやりたいからと。ただこの基本配分枠というのは森林税が持つる目的税にとって波がある制度なのかなとちょっと気になるんですよね。要するに集めたものをまたこれだけ差し上げますというような話なのかと思っております、こういうのは相応しいのかなちょっと疑問に思っているところなんですけど、出来れば重点配分枠のような自ら私たちがこういうことをやりたいから是非出してくれだとかこういう提案があるんだけどこの提案に対して是非森林税を使いたいというそういうようなことでいった方が税の目的としては相応しいのかなという気はしているんですけども、ちょっとその辺教えていただけますか。

<千代 企画幹>

はい。我々の中でもですね、議論をまさにどういう形が良いかというのを色々な皆様のご意見を伺いながら、検討しているところなんですけど。ある程度の基本配分というのは森林はたくさん抱えているけど、例えば人口が少なく税収もそんなでもないというような場合に、山をたくさん抱えていてやらなきゃいけないことは結構ありますよというような場合もありますので、そういった意味での財政調整的な部分はやはり入るときに欠点もあるしその長所もあると思うんですけども。これまでの配分の中では要はこれだけですので自由にどうぞということでは無くてこちらの別冊資料の2ページの方には支援対象というのが決まっております、この中でこういうことに使いますというような形での要望の申請を挙げていただいて、交付事務というような形ではやっております。ただ、座長おっしゃったように手挙げ方式といいますか、あるメニューの中から積極的にこれをやりたいんだということで評価をさせていただく中で、その事業の取組の内容を評価した上で対応をさせていただくという形もこれはこれで県の整理としてはこういう目的でこれを配分しますというような説明にもなりますので、そこは一長一短あると思いますので、引き続き、色んなご意見をいただく中で、検討を進めていきたいと思っております。

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。他にどうですか。堀越委員さん。どうぞ。

<堀越 委員>

今のことに関係してなんですけれども、先ほど市町村によってはこうした事業をする組織がないところもあるとお聞きしました。基本配分枠と重点配分枠での、基本配分枠でいきますと、麻績村が一番最小のようなんですけれども、実際にその基本配分枠が配分されて事業で消化されていないケースというのがあるんでしょうか。

<千代 企画幹>

そのようなケースは今まで伺っておりません。これは一応全額使っていただいて、こういったメニューに応じて選択していただく中で使っていただいているということになります。

<植木 座長>

よろしいですか。堀越委員さん。他にどうですか。推進支援金につきましては。一応、論点としてはこういった地域の課題について必要ではないかという事で、それに対して特に大きな問題が無ければその通りだろうねという部分の理解だということによろしいですか。それでは続きまして論点の4、様々な要請への対応についてということで事務局よろしくをお願いします。

説明者：千代 森林政策課企画幹

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。様々な要請への対応についてということでございますが、何かこの点につきましてご意見ご質問等ございますか。森林の多面的効果を非常に感じてもらうためにはいろんなアイデアを出す必要はあるんだろうなということが、特に現場に近い例えば地域会議の方でどんどん色々な地域の持っている特色があらうかと思いますし、そういうところからアイデアを吸収するという事が大事なのかなと思って聞いておりました。また、支援範囲をどのようにするかというようなこれも一つ難しい問題ですね、どういふものに対して森林税を使うかと関連してくるわけですから、もしここで皆さんこういったものも良いんじゃないのというのがあるのであれば是非出して頂いて、はい、どうぞ竹内委員さん。

<竹内 委員>

細かいことは言いませんけど、それは後で課題についてはまた論点についてはまた次回に詳しく提案をさせていただきたいと思います。一点だけ支援金の中で、先ほどベンチの話も聞きましたけども、市町村の行っている内には、ただ問題は中々目に見えないというのは、やっぱり支援金から別腹で項目を起こして紛らわせることで、やっぱり木質の県が直接お客様のところに県民が使ってベンチですよとそういうものをやっぱり納得してもらおうということで、その部分だけ押さえる。

<植木 座長>

なるほどね。基本的な役割が見えるところに。他にどうでしょうか。何かご意見、何でも結構です。どうぞ、浜田委員さん。

<浜田 委員>

6月の夏至の頃に東京で行っていたイベントなんですけども、家の中に除伐した樹木を飾る。除伐するのは山側のまさしく皆なのひたすらと。夏至祭りって向こうの方だと太陽を浴びるために一生懸命中心になってやって室内をものすごく緑に飾るという風習がお祭りがあるそうなんですけども、それを取り入れてその中でそれをやって最後にいかに山に近づけるかと考えているんですけれども、多くのそういう方が山に森に入ることが中々難しく、逆に山を待つようにその時にそんなの山でも森林でも無いと言われるかもしれませんが、緑の山のそういう買ってきたカットされた木を持ってきて飾っていることの面白さがありまして、真面目にその方たちの発想ってやっぱり色々林業やっているかしら、そこをどうつなげるかが大事だなと思う森林税やまだ何か足りなくって、来年度続けさせていただければ松山をまず保護しやすいようなプログラムが作れば良いと思います。やっぱり森林、間伐って非常に深い強い大きな問題があるんですけど、関心を持つんですけど、いかに広めるかという時には枠をなるべく多く広げて相手を育てるかという意味で、より一層違うファンの方達も参入できるようなそういうプログラム作りみたいなものも考えられるかなと思います。

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。山岳地域長野県においてはやっぱり都市住民の割合が高いんですね、長野市だったり松本市だったり上田市、そういうような人達をいかに山というような感覚に親んでもらうかという山を町に持ってくるということでは、それはPR効果にも行き着くんだらうとそういった森林税の認識も高まるだらうなというような気がします。こういうことも一つ考えてやったらいいのかなと。他にどうでしょうか。これは後々の議論の中でまた出してもらおうということになるかと思いますが、これについてはこの程度で終わらせていただきます。それでは最後ですね、5番目です森林税活用事業

の執行上の課題についてということで事務局お願いいたします。

説明者：千代 森林政策課企画幹

<植木 座長>

はい。ただ今の説明に対しまして、何かご意見ご質問等ございますか。どうぞ。浜田委員。

<浜田 委員>

これはどうして、こんな大きな課題だと思うんですけど、出来るなら今後森林税を様々な活用を単年度ではなくて、少し複数年度に渡って実行してちゃんと指摘が出来るようになって、そういう希望であります。全てを単年度単年度単年度でやることによって、様々なやっぱりマイナスが出てきていると思うんです。行政上、単年度でやらないとという課題であるとは思いますが、何とか森林税という枠組みの中でうまく出来るようなそういう整理をしてほしいなと思います。

<植木 座長>

はい。単年度での予算では無いようにというお願いでございます。これは課題ですよ。長期的な問題で何かをやらうとする場合には、単年度会計と全く通用しない、使い物にならない。森林の整備なんてのは長期的な問題ですから、これはやはり出来るならば数年度の会計の中でやっていただけるのがやっぱり良いのかなという気がします。それは制度上の問題ですので、ここではあまりその辺までの踏み込みはできませんけれども、是非数年度の会計と執行を考えて頂ければと思います。事務局、今の点につきまして何かご意見ありますか。コメントありますか。

<長谷川 課長>

植木先生おっしゃられたとおり、会計制度そのものは如何ともし難いところはあるかと思えます。ただ、現行の森林税の事業におきましても、ある程度5か年の課税と事業の実施というのは、一定程度お約束ができる仕組みにはなっておりますし、あと基金を設置をさせていただいている関係上、少し単年度の弊害というのもクリアできる仕組みもあると思えます。そういった中で、我々制度、事業を作っていく中で、壁はありますけれども基金を用意していただいていることですか、5か年の税収をお約束頂いているというようなことを踏まえて、我々もまさに考えなければいけないことだと思います。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。何か。はい。堀越委員。

<堀越 委員>

今のページの論点のところ、国の制度変更等の状況変化があった場合にはというところなんですが、これについては国庫補助事業のことを想定している訳ですよ。

<長谷川 課長>

今回の大きな反省として、国のその年の制度なり法律の運用が変わって、ある程度2期に入る段階で一定程度見越してた部分もあったんですが、実態がどこまでいくかということを見越しきれなかったという反省もございます。国の制度という観点からは、法律のこともそれから造林事業に係る制度のこともございます。それから堀越委員から繰返しご指摘いただいているとおり国の方でも新しい税を検討する、これはどうなるかまだ我々もやるやらないについては全く分からない状況なんですけれども、そういったものも一定程度具体的になってきているという中で、やはり仮に今後税事業をお願いしていくにしても、かなり途中段階での見直しを織り込むと言いますか、我々としては想定しながら進むということをやらなければいけないんじゃないかという問題意識でございます。

<堀越 委員>

希望といたしまして、どちらかというところの森林税は、税単独事業のほうに中心を向けていく方向の方がよろしいんじゃないかなと思っております。そうすることによって、これからのその議論に入っていくんだと思うんですけれども、基金も残っていますよ、税単独事業の方に事業を移行していく、それを重点として執っていくのであるならば、県民から徴収する今現在一人500円というものを金額が変更になるかもしれないというようなところに繋がっていくのかなと思ってます。ちょっと今上手く説明できませんが、国庫補助事業の補助裏に充てていた分を減らして税単独事業の方に回すということは、今までの年間6億でしたっけ、の税収が必要じゃなくなるかもしれない。そうすることによって、県民から徴収する金額の負担が減るかもしれないですし、そんな形での見直しということも必要ではないかなと思っています。

<植木 座長>

この辺については、また今後議論かなと思っておりますので。また、今日の議論を踏まえて31日継続的な議論をやっていきたくて思っていますので、また色んな意見出してもらいたいとは思っております。よろしいですか。他に論点5についてはいかがですか。無ければ一先ず議題の3についてはこれで終了したいと思います。とりあえず今日出た意見や疑問点や整理すべきことを事務局申し訳ないですが、期間としては次回31日まで整理していただいて、また進めた議論をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは次の今後の森林・林業施策の重点的な取組についてということで、これも基本的には次回の会

議の方で議論したいと思っておりますが、一応頭出しということでご説明の方、よろしくお願い致します。

(4) 今後の森林・林業施策の重点的な取組について～実行計画（木と森の文化創造プラン（仮称））の策定～… 資料4

説明者：千代 森林政策課企画幹

<植木 座長>

これについては、とりあえず次回において議論をしたいと思っておりますので、今日はいくような方向を示していただいたということで、事務局にお願いですが、長野県森林づくり指針と前期のアクションプランを各委員さんに一応送っていただいておりますか。持っております皆さん。それをちょっと郵送でお願いいたします。その件について、この間ですね、今後の実行計画の骨子案を作ってください、きちんと県議会には提案していくという義務だと思っておりますので、多少県民会議忙しくなるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは最後の事項でございます。信州の木活用モデル地域支援事業についてということで、事務局の方からよろしくお願い致します。

(5) その他（信州の木活用モデル地域支援事業について）… 資料5

説明者：丸山勝規 県産材利用推進室長

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。この事業につきましては、厳正な審査の結果ということでございます。客観性を持たせながら、公共性であってそれを議論してまいりました。どうかこういうことで新たなアイデアが長野市内、長野県の隅々に表れると思っておりますけれども。それではですね、以上で会議事項は終了でございます。事務局の方から何か。

<小林（健） 課長補佐>

7月31日が次回でございます。またその次が9月1日ということでございますので、またこの点詳細につきましてはご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

<植木 座長>

以上を持ちまして議事を終了させていただきます。どうも皆さんご協力ありがとうございました。